

仁淀川の“緑と清流”を再生する会 8周年記念シンポジウム

10月4日 池川コミュニティセンターで、仁淀川の緑と清流を再生する会と京都大学フィールド科学教育研究センター主催のシンポジウム「森から里を経て海に至る連環を再生するために」日本の木文化創出をめざして」が開催され、林業関係者ら町内外から約六十名が参加しました。

開会行事には「四国の水・森に感謝キャンペーン」で再生する会を支援しているアサヒビール四国地区本部の澤田欣也本部長も参加しました。

基調講演では、京都大学の柴田昌三教授が「仁淀川上流で間伐を進めることで森林や川、海の生態系がどのように再生されていくのか」という日本で初めての森里海連環学の実証実験について講話をされました。ここでの調査結果は森・川・海の生態系再生の貴重な資料になるだけでなく、林業再生にとっても貴重なデータを提供してくれるそうです。

続いて同大学の長谷川尚史准

教授は「伐採時期を迎えた木を切り出し、林業を将来につなげていくためには、崩れない道づくりが鍵である」と調査に基づいた講話をされました。

パネルディスカッションには、パネラーとして京都大学の竹内典之名誉教授と、同大学の実験に協力している池川林産企業組合代表の大原栄博氏が参加。大原さんは崩れにくい大橋式の作業道作りを行うために社員とともて全国各地へ出かけて身をもつて学んできたことを紹介しました。

仁淀川町の急傾斜地でも崩れない道づくりに成功すれば、後に続く人々たちも増えて、林業の再生と地域の活性化にもつながっていくことが期待されます。参加者からは「現状の取り組みが分かりました。今後の目標に向かって進んでください」「安居地区での環境調査嬉しく感じました。また、道づくりの方法も色々勉強になりました」などの感想が寄せられました。

ご寄付のお礼

◇一般寄付金

伊藤 宏一様(大屋)
古味 豊子様(古田)
ご芳志をありがとうございます。受けし、町行政に有意義に活用させていただきます。

◇広報寄付金

野村兼八郎様(高知市)
川邑 和美様(尼崎市)
掛水 勢勇様(豊中市)
ご芳志をありがとうございます。受けし、広報発行に役立たせていただきます。

仁淀川町役場

◇社会福祉協議会

片岡 宗正様(奈呂)
ご芳志をありがとうございます。受けし、社会福祉事業に役立たせていただきます。

仁淀川町社会福祉協議会

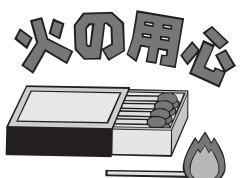
全国一斉「秋の火災予防運動」

実施期間：11月9日(月)～11月15日(日)

2009年度全国統一防火標語

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季になりました。火災は人災です。地域住民の方々には日頃より、火の取り扱いには充分注意されているとは思いますが、火災で皆さんの大切な命や財産を失わないよう今一度「秋の火災予防期間中」に火の用心について再確認してください。



問い合わせ・病院紹介

高吾北消防署 ☎26・2111

仁淀川分署 ☎35・0017

広告

あなたのまわりの車さん

車検のことならおまかせを！
一度は電話ください。待ってます！



吾川自動車

電話 35-0778

営業時間 8:00～18:00

定休日 日曜・祝祭日 第2・4土曜日

仁淀川町向口 代表者 宮崎 照夫

四運証 第80-1115号 トヨタ検定一級技能整備士(保有)

自動車検査員(有資格者) 自動車整備業賠償共済保険加入事業場

国民年金だより

毎年十一月六日から十二日は「年金週間」です。これは皆さんに年金制度について正しく理解していただくために定められたものです。

十一月は「ねんきん月間」と定められており、国民の皆様一人一人が、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、年金制度への参画意識を持つていただくことを目的としています。

年金加入記録の提供や年金相談等のサービスの充実を図るとともに、国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。本人の納めた保険料分だけではなく、とても現在の受給者の年金額をまかないきれません（高知県の現在の国民年金

受給権者数は約二十一人、年金額は約一千三百億円）。

年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いずれは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうことになります。この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

税の申告において、国民年金保険料は納めた全額が社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。そのため、国民年金保険料を納付された皆様に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りしますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

なお、世帯主がその扶養家族の国民年金保険料を納付した場合等は、納付した方が申告することができません。

お届け時期は、平成二十一年一月から九月末日までに納付された方は十一月上旬、十

月一日から十二月末日までに今年初めて納付された方は来年二月上旬となっています。

※証明書及び領収証書を紛失された場合は、お近くの高知西社会保険事務所までご相談ください。

老齢年金受給者の皆さんへ 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢または退職を支給事由とする老齢年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかりますが、この所得税を計算する際の各種控除を受けるために対象となる年金受給者に対しては、毎年十月下旬に「扶養親族等申告書」が社会保険業務センター（および厚生年金基金・各共済組合）から送付されてきます。この申告書を十二月初旬の提出期限までに提出すると、翌年に支払われる年金から、公的年金控除、配偶者控除などの各種控除が適用された上で源泉徴収が行われます。ただし、年金以外に収入がある場合は、確定申告が必要です。なお、年金額が百八万円（六十五歳以上の方は百五

十八万円）未満の方には「扶養親族等申告書」は送られません。

問い合わせ

高知西社会保険事務所
☎088・875・1717

「日本年金機構」1月1日スタート!

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

○日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただく必要は一切ございませんので、ご安心ください。

おかもと整体

お体に無理のいかないとっても優しい整体です。
指圧・あん摩や気エネルギー・熱エネルギー等での健康に必要な施術を心がけています。

仁淀川町土居甲 1052 電話 34-2630

○受付・・・午前8時から午後4時まで
(正午から午後1時は休み)

○施術時間・・・50分

○料金・・・一律3,000円

○施術方法・・・指圧・あん摩・マッサージ

○休み・・・日曜定休

○ふだん着で来てください

広告

一人で悩まないで！まずお電話を！

犯罪の被害に遭うと、その後も事件を思い出して怖くて不安になったり、眠れなくなるなど、心身ともに色々な症状に悩まされることがあります。

被害に遭われたあなた！警察はあなたの味方です。

「警察の人に話を聞いてもらいたいけれど、警察署に行くのはちょっと勇気がいる」と迷われているあなた、警察では次のような各種相談電話を設置し、それぞれ専門の職員が相談にお応えします。

一人で悩まないで、まずは電話をかけてください。



犯罪被害者給付制度をご存じですか？

犯罪被害者給付制度とは

殺人、傷害等の犯罪行為により

- ・お亡くなりになった方のご遺族
- ・けがをして入院をされたり、精神疾患を発症された方
- ・体に障害が残った方

に対して給付金を支給することにより、精神的・経済的打撃の緩和を図るための制度ですので、ぜひご相談ください。

問い合わせ

佐川警察署 ☎0889・22・0110

警察本部企画課被害者支援室

☎088・871・3110

相談電話	内 容	電話番号
警察総合相談電話	困りごと相談、警察に対する意見・要望	088・823・9110
犯罪被害者ホットライン	犯罪被害に遭われた方の心の悩み	088・871・3110
ヤングテレホン	少年の非行や問題行動に関する相談	088・822・0809
いじめ相談電話	子どものいじめに関する相談	088・872・7867
サイバー犯罪相談電話	インターネット使用による各種犯罪の相談 【メールアドレス haiteku@i-kochi.or.jp】	088・875・3110
レディースダイヤル110番	性犯罪に遭われた女性の悩み	088・873・0110
暴力相談電話	暴力団等の被害に関する相談	088・823・0110

広 告



四国八十八ヶ所順拝 御 砂 踏 法 会

平成21年11月14日(土)

お砂踏法会 第1座目 午前9時より
(護摩供) 第2座目 午後2時より
午後7時 終了

仁淀川町名野川
0889-36-0128

子安大師法輪寺